

平成27年度 第1回茨城県第4採択地区教科用図書選定協議会

1 日 時 平成27年5月19日（火）午前10時

2 会 場 茨城町役場 2階 農業委員会室

3 内 容

<事務局>

茨城県第4採択地区教科用図書選定協議会を始めさせていただきます。私、本日の進行役を務めさせていただきます。茨城町教育委員会学校教育課長の小沼といいます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の会議ですが、規約第9条に基づき有効に成立していることを、ここに報告させていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますと思います。
はじめに、鈴木会長からあいさつをお願いいたします。

<鈴木会長>

皆様、おはようございます。ご多用のところをお集まりいただきまして恐縮ですが、国の方も教科書採択に関する法律が改正されたことに伴いまして、第4採択地区のこれからの方向についても検討していかなければならない、そして規約規定を改正していかなければならないというような状況になりましたので、皆様のところには3月の下旬の頃から、何度かお諮りをしながら進めさせていただいて、本日に至ったわけでございます。本日私どもの手違いで、全ての委員さん方にご案内を差し上げられなくて申し訳なかったのですが、委員さん方の人数が確保されているということで協議会が成立するものと考えております。よろしくお願いいたします。茨城町は、4月の人事異動で職員が大きく変わってしましまして、引継ぎがうまくいかずご迷惑をおかけしました。

<事務局>

ありがとうございました。つづきまして、次第3の協議事項に入りますけれども、協議につきましては規約により会長に議長をお願いいたします。鈴木会長よろしくお願いいたします。

<鈴木会長>

それでは、協議に入ります。

茨城県第4採択地区教科用図書選定協議会の規約改正（案）について、事務局のほうから説明をさせます。よろしくお願いいたします。

<事務局>

規約の改正（案）について、ご説明を申し上げます。資料の3ページをご覧ください。先ほど会長の挨拶にもありましたように、平成26年4月に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律、という改正がございました。これを受けまして資料の1ページ・2ページにあるような改正内容については、すでにご承知のことだとは思いますが、このようなことで改正が行なわれました。概要につきましては1ページ、そしてしくみについては2ページに載っておりますので、ご覧いただきたいと思ます。資料の10ページにございます新旧比較表をご覧ください。概要の（3）採択結果及び理由等の公表が、今までの第4採択地区の規約によりますと、例えば旧規約の15条は「協議会に関する事項については、求めに応じて情報を開示する」ということで、今までの規約では（1）から（6）まで開示の扱いでした。しかし、今まで開示としていた（4）から（6）までが今回公表の対象になりましたので、国の法律の改正に伴いまして、細かな部分の見直しが必要となり、新しい規約として第15条の「公表」を設けて移したということです。

資料の3ページをご覧ください。私たち事務局では、平成26年5月から平成27年3月まで近隣の採択地区事務局との意見交換を行い研究をしまして、平成27年3月、文部科学省から示された「採択地区協議会規約例」と旧来の規約とを整合して、新たな27年度の規約（案）を作成しました。そして作成したものを各採択地区4市町様にお送りし、検討していただき、その結果を集約しまして最終（案）として本日お示ししております。4ページからになっておりますのでご覧ください。ゴシック文字で書かれているものは文部科学省規約例のものを第4採択地区の実情に合わせて変えてございます。明朝体の部分については現行規約をそのまま使うものでございます。その他としまして、改正に伴って新たに加えたものが、先ほどの第15条・第17条でございます。保存期間10年ということを設定して（案）といたしました。また、資料の7ページから11ページまで規約の新旧比較表がございましたので、参考にしていただければと思います。規約の改正（案）についての説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

<鈴木会長>

今説明がありました通りなのですが、ご意見等がありましたらお願いいたします。

特に、第1章の第3条にありますように、協議会は、笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町で第4採択地区としてやってまいりましたが、これからも継続していいのかということを考えなければなりません。

<委員>

大洗町は先月の教育委員会の中で、町として第4採択地区の協議会に参加をして、従来

通り教科書採択を協議会の一員としてやっていくということを確認をしました。

<委員>

小美玉市も確認をしています。

<委員>

笠間市も確認をしています。

<委員>

城里町は22日に教育委員会がありますので、そこでしっかり確認をします。

<鈴木会長>

飯田委員長，茨城町も先日確認をしましたね。すべての市町で確認済ということですので，第4採択地区としてやっていくということによろしいですね。ありがとうございます。

その他，内容的なことについてはよろしいですか。

<委員>

6ページの第15条で，「関係教育委員会において，教科用図書を採択した後，遅滞なく公表する」ということですが，昨年もそうでしたが，本年度も同じ歩調で各市町とも共通のものを使用するということによろしいですか。

<鈴木会長>

よろしいでしょうか。

<委員>

同じ方がいいと思います。

<鈴木会長>

採択結果，採択理由が重要になってくると思いますので，事務局の方で作らせていただいて，各市町のご承認をいただいて，それを同じように公表するということによろしいでしょうか。

異議なし

<鈴木会長>

それでは，そのようにしたいと思います。

その他なければ、原案の通りということによろしいですか。

異議なし

<鈴木会長>

ありがとうございました。

茨城県第4採択地区教科用図書選定協議会の規約改正（案）につきましては、原案通りといたします。

つづきまして、(2)平成27年度教科用図書採択までの日程について、事務局の説明を求めます。

<事務局>

資料の12ページをご覧ください。まず、6月2日に県の方の説明会がありますので、担当者がうけまして今後の施策にと考えております。2回目の協議会が6月16日でございます。この時に調査委員の依頼も行いたいと考えております。6月22日には調査委員候補者の報告をいただき、6月24日から4回の設定で調査部会が始まります。基本的には3回で、4回目は予備日になると考えています。また、教科書の展示につきましては、6月19日から7月8日まで、茨城町役場1階エントランスホールにて土日を除く14日間開催したいと考えております。7月16日には第3回の教科用図書選定協議会を行ない、各部会より教科書についての報告をいただく予定でございます。ここで4市町様へ選定結果についての通知ができればと考えております。7月31日には、各市町での採択議決を完了しまして、報告をいただきたいと思っております。8月上旬には教科書需要票審査があり、8月中旬には採択結果の報告を教育事務所へというような流れとなっております。8月まで日程が詰まっておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

<鈴木会長>

詰まった日程で申し訳ないのですが、このようにさせていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、本日の協議事項を終了いたしましたので、議長の役を終えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

<事務局>

以上で、本日の茨城県第4採択地区教科用図書選定協議会を終了させていただきます。

たいへんお疲れさまでした。

ありがとうございました。